

編集発行

川口市議会議員

宇田川 好秀

埼玉県川口市安行1117

TEL.048-294-3131

FAX.048-296-7070

印刷/コスモブリッジ株式会社

【討議資料】

宇田川よしひで

緑豊かな街づくり

市議会ニュース

vol.91(2021年11月)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

1. 事業名称

中小企業従業員等就労環境向上支援金

2. 目的

コロナ禍において、企業の従業員の就労環境は、多様化が進んでいるとともに、これまで通りの業務が行なえないなど閉塞感が生まれてきている。

こうした中、従業員のモチベーションを向上させることが企業の事業継続に大きく影響を及ぼすものと考え、本市が今後、働きやすいまちづくりを力強く推進していくためにも、企業の自主的な取り組みを支援し、従業員の働きやすい環境整備に資することを目的とする。

3. 支援金の使途内容

- (1) 従業員への特別手当の支給(慰労金など)
- (2) 従業員への福利厚生費
- (3) 従業員のワクチン接種促進のための経費
- (4) 事業所の感染防止対策 など

4. 対象者・支給額

市内に事業所を有する企業、個人事業者、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人などとし、支給額は次のとおりとする。

- (1) 従業員なし 一律 1万円
- (2) 従業員あり 一律 5万円

※H28経済センサス民間事業者数 20,853事業者

5. 予算

9億8,023万3千円 (国:3億6,271万5千円、一:財6億1,751万8千円)

【内訳】

支援金(従業員なし4,000件、従業員あり17,000件) 8億9,000万円

事務費(印刷製本費、通信運搬費、業務支援委託料) 9,023万3千円

6. 支給スケジュール

9月下旬 9月市議会定例会において、追加予算議案提出、議決

11月初旬 申請受付開始

12月下旬 申請受付終了

※令和4年1月末までには、支給を終了する予定

中小企業従業員等 就労環境向上支援金

このコロナ禍において、従業員等の働きやすい就労環境づくりなど自主的な取り組みを行う市内事業者等に対して、支援金を支給します。

令和3年8月1日以前から市内で事業を営み
従業員等の働きやすい就労環境づくりなど自主的な取り組みを行う

対象者

① 法人格を有する事業者

会社、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般（公益）社団・財団法人、学校法人、
農事組合法人、中小企業等協同組合法に基づく組合など全ての法人（対象外事業者は除く）

② 個人事業者（事業収入が主な収入である者に限る）

※副業、被扶養者等は除く

■ 対象外となる事業者

- ・風営法上の性風俗関連特殊営業事業者
- ・川口市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等に関する事業者
- ・宗教法人及び宗教性を有する団体等と認められる事業者
- ・飲食店事業者にあつては、『彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）』の認証を受けていない者
- ・その他本事業の目的・趣旨から適切でないと本市が判断したもの

支給金額

● 従業員等がいる場合 一律 5万円 ● 従業員等がいない場合 一律 1万円

申請期間

【郵送申請】 令和3年11月1日（月）～12月24日（金）（消印有効）

下記まで必要書類をお送りください。

郵送先：〒332-8799 川口市本町2-2-1 川口郵便局留め

「川口市中小企業従業員等就労環境向上支援金事務局」宛

申請方法

【電子申請】 準備が整い次第、受付を開始します。

川口市ホームページ「川口市中小企業従業員等就労環境向上支援金」をご覧ください。

※上記申請が難しい方

【申請窓口】 令和3年12月1日（水）～12月24日（金）（予約制）

希望される方は、事務局までFAXまたはお電話にてお申込みください。

申請書類

- ①申請書兼請求書 ②振込先口座の通帳の写し
③令和2年分の確定申告書類の写し 等

申請書 配布場所

- ①川口市役所第一本庁舎（5階1番窓口） ②川口駅前行政センター、各支所
③川口商工会議所 ④鳩ヶ谷商工会 ⑤川口緑化センター

○支給条件の詳細については、ホームページ、申請に関する注意事項をご確認ください。

※詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があれば問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

川口市中小企業従業員等就労環境向上支援金事務局（11月1日開設）
TEL:048-291-8618 FAX:048-291-8527（平日9:00～12:00、13:00～17:00）